

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認
根拠条例・規則名		消防法
条 項		第 1 0 条 第 1 項
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話 : 048-833-7543)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	承認は、「危険物仮貯蔵、仮取扱承認申請に係る審査指針」による他、危険物の種類、数量及び性質に応じ、仮貯蔵及び仮取扱いの場所、方法等が火災予防上安全であるときに行うものとする。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 平成 2 3 年 4 月 1 日 最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	7 日
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		